

熟塾公開講座
(エル大阪)

「大阪の犯罪傾向について」

平成17年11月17日

奈良少年刑務所他6矯正施設篤志面接委員

弁護士 大川 哲次

第1 自己紹介

1. 篤志面接委員の仕事
2. 犯罪被害者支援の活動

第2 大阪の犯罪傾向〔資料1〕

1. 主要都府県刑法犯発生状況

(1) 大阪の刑法犯発生件数は、全国の約1割を占めている。人口10万人当たりの発生件数(犯罪率)は、大阪がトップで、次いで愛知となっている。

(2) すう勢

刑法犯発生件数は、全国的に減少している。大阪では、前年に比べ2万9,610件(10.4%)減少した。

2. 大阪の犯罪の現状(平成16年)

(1) 罪種別発生状況

前年に比べ、全般的に減少したが、凶悪犯が増加している。

(2) 凶悪犯

前年に比べ、殺人、強盗、強姦が増加し、放火は減少している。

(3) 街頭犯罪

①街頭犯罪発生状況

前年に比べ全般的に減少したが、路上強盗、自転車盗が増加している。

②主な府県別発生状況

ひったくりは29年、オートバイ盗は22年、車上ねらいは12年連続のワースト1となった。また、路上強盗、部品ねらいもワースト1であった。

③手口別発生状況

自転車盗が全体の（30.0％）を占め、次いで車上ねらい（28.6％）、オートバイ盗（13.5％）の順になっている。

（4）ひったくり

①発生状況

ひったくりは、6,403件で、前年に比べ1,417件（▲18.1％）減少した。

全国（3万9,399件）の16.3％を占め、東京（4,518件）の1.4倍の発生となっているが、その差は年々縮まっている。

②時間別発生状況

午後8時から午後10時までの間（18.2％）が最も多く、次いで午後6時から午後8時（15.1％）、午後10時から午前0時（15.0％）の順になっており、夜間帯の午後6時から午前0時の間で全体の48.3％を占めている。

③発生分布

ひったくり事件は、大阪市内、堺方面及び中河内方面で多発している。

④最近におけるひったくり事件の特徴的傾向

⑤犯行形態別発生状況

単車による犯行（66.5％）が最も多く、次いで自転車、自動車、徒歩となっている。

⑥被害者の性別・年齢別発生状況

被害者のほとんどが女性（93.9％）で、年齢別では20歳代（24.0％）が最も多く、次いで50歳代、60歳代、70歳代となっている。

⑦被害形態別発生状況

歩いている時の所持の被害（50.0％）が最も多く、次いで自転車の前カゴ（42.2％）、肩かけとなっている。

（5）乗り物盗

①時間別発生状況

自動車盗は午後8時台、オートバイ盗は午後6時台、自転車盗は午後6時台に多発、乗り物盗全体では午後6時台をピークに午後5時台から午後7時台までの間に多発している。

②乗り物盗被害時の施錠状況

自転車盗、オートバイ盗の8割以上が、施錠していたにもかかわらず被害に遭っている。

(6) 侵入盗

①侵入盗は1万9,944件で、前年に比べ2,739件(12.1%)と侵入盗全般が減少した。

②手口別発生状況

空き巣が全体の40.9%を占め、次いで事務所荒し(18.7%)、出店荒し(17.6%)、忍込み(8.2%)の順になっている。

③時間別発生状況

空き巣は、午前7時台から午前9時台に多発(2,717件、33.3%)し、忍込みは、午後11時台から午前1時台に多発(974件、59.2%)している。

④発生場所

住宅で52.6%、事務所、店舗などで47.4%が発生している。

⑤侵入口

ドロボウの95.4%が窓や出入口扉から侵入している。

⑥侵入方法

ガラス破り(38.0%)が最も多く、次いで無防備(16.9%)、その他の破壊(16.7%)の順となっている。

第3 大阪の青少年犯罪の傾向〔資料2〕

1. 刑法犯少年の推移

少年法が施行された昭和24年以降の刑法犯少年の検挙・補導人員は、その時々々の社会情勢等を反映して増減を繰り返してきた。

(1) 終戦直後は、経済的窮乏、極限にひっ迫した食料事情と社会的混乱によって少年非行は激増した。この時期の少年による刑法犯は窃盗犯の増加が目立ち、刑法犯少年の検挙・補導人員は、昭和25年に8,279人に達した。

(2) 昭和30年代は、急速な経済成長に伴う都市化の進展、都市への人口集中、享乐的風潮の高まり等、少年非行を誘発しやすい社会構造への変化を背景として非行が急増した。この時期の少年による刑法犯は、グループによる凶悪犯、粗暴犯が目立ち、刑法犯少年の検挙・補導人員は昭和39年に1万8,409人に達した。

(3) 昭和50年代は、高度経済成長によって欧米と並ぶ経済的豊かさを達

成した中で、社会の連帯意識の希薄化、核家族化、価値観の多様化が進み、また、少年の間にせつなさ的な風潮や克己心の欠如という現象が広まった他、少年を取り巻く有害環境が拡大したことを背景として少年非行が激増した。昭和56年には刑法犯少年の検挙・補導人員が2万3,558人とピークを迎えた。

この時期における少年非行の特徴は低年齢化と一般化であり、また、初発型非行（万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領）に加えて、校内暴力、暴走族等の粗暴性の強い非行が著しく増加した。

(4) 現在は、平成8年ころから始まる少年非行の多発期にあり、全国的には少年による殺人事件や強盗事件など社会を震撼させる特異・重大事件が発生し、大阪でもひったくり、路上強盗等の「手っ取り早く」金銭を得る目的の街頭での犯罪が多発している。

2. 大阪の少年非行の現状

検挙・補導人員は平成15年以降減少しているが、依然として厳しい状況である。

3. 少年の街頭犯罪

少年による街頭犯罪が多発している。

4. 特別法犯は覚せい剤やシンナー等の薬物乱用が中心

薬物事犯では女子が男子を上回っている。

5. 不良行為は深夜はいかいと喫煙が大半

深夜はいかいは増加し続けている。

6. 悪質・凶悪化する少年非行

少年による凶悪犯罪は高水準で推移している。

7. 少年の福祉を害する犯罪

出会い系サイトの罠から少年を守る必要がある。

8. 少年が被害者となる犯罪

少年の犯罪被害が深刻化している。

9. 児童虐待

虐待の被害から子供を守りましょう。

10. 少年相談活動

ひとりで悩まないで相談しましょう。

11. 気をつけたい親の態度10章と地域安全活動の推進〔資料3〕

以上